

梅岩の里生誕地整備実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、梅岩の里生誕地整備事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、亀岡が輩出した生涯学習の先駆者石田梅岩先生を顕彰し、市民とともに広くその功績を市内外に伝えるとともに、梅岩の里（生誕地周辺）を整備し情報発信の拠点とすることを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 梅岩の里（生誕地周辺）の整備事業の実施。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第4条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する経済団体、文化・観光・まちづくり関連団体、市民、行政関係者をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から、会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(会議)

第7条 実行委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務局は亀岡市生涯学習部市民力推進課及び一般財団法人石田梅岩先生顕彰会に置く。

(会計)

第9条 本委員会の経費は補助金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第11条 本規約に定めのない事項については、実行委員会において協議し決定する。

附則 この規約は平成30年3月28日から施行する。